

耐震偽装問題対策検討ワーキングチーム第1回提言

直ちに行うべき事項に関する提言

平成 17 年 12 月 19 日

自由民主党幹事長 武部勤 殿

自由民主党耐震偽装問題プロジェクトチーム座長 林田彪 殿

耐震偽装問題対策検討ワーキングチーム

座長 早川 忠孝

副座長 柴山 昌彦

事務局長 牧原 秀樹

ワーキングチームとしてこれまでの調査と活動に基づき、下記のとおり緊急提言を致します。なお、相談窓口（ホットライン）を次のとおり設置致します。

牧原秀樹	03-3508-7604	sato@hmacky.net
若宮健嗣	03-3508-7436	g09201@shugiin.go.jp
松本文明	03-3508-7239	g08884@shugiin.go.jp
安井潤一郎	03-3508-7076	g08501@shugiin.go.jp

記

1. 関係者に対する断固とした対応

- (1) 事実確認を早急にすべきであり、周到な準備の下に必要な証人喚問を行うべきである。
- (2) 行政当局においては責任ある関係者に対しては厳正な対応を行い、なすべき行政処分は速やかに断固としてとるべきである。
- (3) 木村建設(12月1日申立、債権者数 1069 社で負債総額は約 57 億円)、平成設計(12月12日申立、債権者数は 55 人の法人と個人で負債総額は約 6 億 3700 万円) が相次いで破産をしたが、求償関係を明確にしておくため、国や地方公共団体等の公的機関が費用を支出したときには、速やかにこれらに対して求償権の保全措置を講じるべきである。破産手続きを取っていない会社や個人であっても、破綻必至の場合には同様である。

- (4) 住民も自らの権利を行使し、財産保全などの必要な手続きを早急に開始すべきである。
- (5) 金融機関は、自らの利益のみの確保保全に走るのではなく、その公共性を十分に認識して、いやしくも貸しはがし等の行為に至らないよう配慮すべきである。

2. 住民に対する配慮

- (1) 住民のローン支払い条件については、改めて金融機関及び住宅金融公庫側において適切な配慮を要請する。
- (2) 住民が本件によって被った損害、特に従来物件と立替後の新物件との差額による住民の新たな金銭負担分については、災害の場合と同様、雑損控除の対象とすべきである。
- (3) 地方自治体においては、住民に対する補償の対象を、賃借物件の賃料のみならず敷金や礼金、不動産仲介料を対象にすることや、あるいはこれらの費用についての特別の融資方策を検討すべきである。
- (4) 住民の中には心理的・精神的に参っている方もおり、これらの方々に対する精神的面でのケアが必要である。また、学校で子供がいじめにあっているとの話もあり、教育機関の特段の配慮が必要である。行政側においては、自らに不作為の責任があることを十分に踏まえ、そのような事態が起きないように早急に対処すべきである。

3. 党の対応体制

- (1) 耐震偽装問題の党側の相談窓口（ホットライン）を、上記のとおり本ワーキングチームメンバーの事務所に設置した。相談は、電話、ファックス、Email（ウェブサイトからもアクセス可能にする）により受け付けるものとする。
- (2) 党においては相談窓口業務を受託する各議員に対して十分な支援を要請する。
- (3) 情報を確保するため、広報部においては、本件に関するマスメディア報道を把握し、随時ワーキングチームがその報告を受けることのできるようにされたい。

（提言に至る経緯）

平成17年10月26日、イーホームズ(株)（建築基準法に基づく指定確認検査機関）から国土交通省に対して偽装の疑いについて報告があり、同11月17日に同省が発表したことにより事件が明らかになった。現在、国交省が公表している物

件リストは添付 1 のとおり(12 月 15 日づけの発表が最終)であるが、その後も公表が続いている状況であり、最終的な被害状況は確認できていない。

現在までのところ、偽装物件はすべて姉齒建築設計事務所が設計者として関わっているものである(下請けを含む)が、事件全体の内容については現在調査中である。

与党として 11 月 30 日に政府に対して申し入れを行い、これに従って政府では対応策を取っており、12 月 16 日に第 1 回の第 3 者委員会が開催された。

しかしながら、省庁間の垣根にとらわれない、今後の事態の展開や将来の再発防止も見据え、法的な視点も考慮した、迅速、柔軟かつ適切な対応を党として検討すべきではないかとの声が高まった。そこで、幹事長室に林田彪副幹事長を座長として耐震偽装問題プロジェクトチームを設置し、さらにその下に早川忠孝副幹事長を座長としてワーキングチームを設置した。ワーキングチームのメンバーは 12 月 19 日現在添付 2 のとおり。

(ワーキングチームの活動)

- ・ 12 月 15 日、欠陥住宅被害者全国連絡協議会の吉岡和弘幹事長からヒヤリングを行った。
- ・ 12 月 18 日、グランドステージ住吉、グランドステージ東向島、グランドステージ茅場町の 3 物件について現地調査及び住民からのヒヤリングを行った。ヒヤリングの概要については添付 3。
- ・ 12 月 19 日、国交省担当者から本件の現時点における確認されている事実の状況、特に住人の状況、政府で取られている対応策及び今後の予定についてヒヤリングを行った。
- ・ 今後も、関係者へのヒヤリング、現地調査、法的検討を連日重ねていき、さらに提言を行っていく予定である。
- ・ なお、12 月 20 日、中央区役所担当者からヒヤリングを党本部 507 号室において行う予定である。

以 上